

☆ 税率改正後における具体的な税額の計算例

1. 給与所得者（収入 400 万円） 夫婦・子 2 人

	給与収入	給与所得控除	配偶者控除・一般扶養控除 特定扶養控除・基礎控除・社会保険料控除	課税所得
個人住民税	4,000,000 円	1,340,000 円	1,840,000 円	820,000 円
所得税	4,000,000 円	1,340,000 円	2,170,000 円	490,000 円

税源移譲前	税源移譲後
合計 90,000 円	合計 90,000 円
個人住民税 41,000 円	個人住民税 65,500 円
所得税 49,000 円	所得税 24,500 円

※個人住民税と所得税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税の所得割から次の額が減額されます。

計算例の場合

人的控除額の差の合計 × 5%

(2,170,000 円 - 1,840,000 円) × 5% = 16,500 円 … 減額措置分

税目	税源移譲前	税源移譲後
個人住民税 課税所得 820,000 円	820,000 円 × 5% = 41,000 円	820,000 円 × 10% = 82,000 円 82,000 円 - 16,500 円 (減額措置分) = 65,500 円
所得税 課税所得 490,000 円	490,000 円 × 10% = 49,000 円	490,000 円 × 5% = 24,500 円
合計	41,000 円 + 49,000 円 = 90,000 円	65,500 円 + 24,500 円 = 90,000 円

2. 公的年金等受給者（収入 270 万円） 65 歳以上の夫婦

	公的年金等収入	公的年金等控除	老人配偶者控除・基礎控除 社会保険料控除	課税所得
個人住民税	2,700,000 円	1,200,000 円	850,000 円	650,000 円
所得税	2,700,000 円	1,200,000 円	1,000,000 円	500,000 円

税源移譲前	税源移譲後
合計 82,500 円	合計 82,500 円
個人住民税 32,500 円	個人住民税 57,500 円
所得税 50,000 円	所得税 25,000 円

※個人住民税と所得税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税の所得割から次の額が減額されます。

計算例の場合

人的控除額の差の合計 × 5%

(1,000,000 円 - 850,000 円) × 5% = 7,500 円 … 減額措置分

税目	税源移譲前	税源移譲後
個人住民税 課税所得 650,000 円	650,000 円 × 5% = 32,500 円	650,000 円 × 10% = 65,000 円 65,000 円 - 7,500 円 (減額措置分) = 57,500 円
所得税 課税所得 500,000 円	500,000 円 × 10% = 50,000 円	500,000 円 × 5% = 25,000 円
合計	32,500 円 + 50,000 円 = 82,500 円	57,500 円 + 25,000 円 = 82,500 円

(注) 上記の計算例、税源移譲前の金額は、定率減税廃止後の金額としています。

次回の「シリーズ 3」では、定率減税の廃止や 65 歳以上の非課税措置の廃止等の改正内容についてお知らせします。